

# 小千谷市定住促進マイホーム取得補助金のご案内

小千谷市では、定住人口の増加と地域経済の活性化のため、小千谷市内に個人で住宅を取得する方に対し、補助金を交付します。

【申請・問い合わせ】 建設課建築住宅係 ☎0258-83-3514 FAX 0258-83-2789  
(市役所 3 階) ✉kensetu-kj@city.ojiya.niigata.jp

## 申請受付期間

令和 6 年 4 月 1 日 (月) ~ 11 月 29 日 (金)

※申請受付期間内であっても予算額に達した場合は受付を終了します。

※建売住宅・中古住宅購入の場合は、予算額に達しない限り通年で申請を受け付けます。



## 補助金を受けることができる方・対象となる住宅

- 小千谷市内に自ら居住するための戸建ての住宅を取得する方で、対象要件に該当する方
- 市税等を滞納していない方
- 申請者が自己名義（転入者で共有名義の場合には、2 分の 1 以上の持分）で登記する住宅
- 居室・台所・トイレ・浴室等を備えている、延床面積が 55 ㎡以上の戸建て住宅（店舗等との併用住宅の場合は、居住用部分が 2 分の 1 以上あり、かつ延床面積が 55 ㎡以上であること）

※契約書を交わさない売買や譲渡、3 親等内の親族からの購入・贈与・相続などは対象となりません。

※補助金の交付は、同一の住宅につき 1 回限り（共有名義の場合、いずれか 1 人）です。

※着工（購入の場合は契約）年度と取得年度が異なる場合は、着工（契約）前に申出書の提出が必要となります。

## 補助金の額

対象要件	補助額	該当要件
I 住宅の取得（新築・建売・中古）	20 万円	申請日現在で 50 歳未満の方または加算要件「子育て世帯」の定義を満たす方
II 加算要件	①子育て世帯または若者夫婦世帯	下記「加算要件の定義」を満たす方 ※補助額は、左記の対象要件に該当する分を加算します。（補助上限額：100 万円）
	②転入者	
	③市内業者と契約（中古を除く）	
	④子ども加算（1 人につき）	

※住宅取得費用の 2 分の 1 が補助額に満たない場合は、その額を補助額とします。（千円未満切り捨て）

※住宅（建物）に対する補助制度です。取得費用に土地代金や登記費用、既存住宅の解体費等は含みません。

加算要件の定義	要件	説明
加算要件の定義	① 子育て世帯	申請時点において、生計を一にする 18 歳未満 <sup>*</sup> の子どもがいる
	① 若者夫婦世帯	申請時点において、婚姻関係にある夫婦どちらか（または両方）が 40 歳未満である
	② 転入者	転入予定または転入日から 1 年以内の方で、次のいずれにも該当する方 ・申請日現在の年齢が 70 歳未満である ・5 年以上の定住の意思を持って転入する（した） ・転入（予定）日前の 2 年間に小千谷市に住所を有していない
	③ 市内業者と契約	小千谷市に本社・本店を有している法人または個人事業主のうち、住宅建築業を営んでいる者または宅地建物取引業法に基づく免許を受けている者と契約した（する）方（中古住宅の購入は対象外）
④ 子ども加算	申請者と生計を一にする 18 歳未満 <sup>*</sup> の子ども	

※「18 歳未満」には、令和 6 年度中に 18 歳になる子ども（平成 18 年 4 月 2 日以後生まれ）を含みます。

## 申請～実績報告の手続きについて

### ● 交付申請 / 新築住宅の申請期限：令和 6 年 11 月 29 日（金）

取得区分によって申請期限が異なります。申請期限までに手続きを行ってください。

4 月より前に着工（購入の場合は契約）したもので、申請期限までに申出書を提出していない場合は、申請できません。

取得区分	申請期限	申請に必要な書類
新築住宅 （建築）	着工前	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> 市税等の未納のない証明書 <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図（延床面積が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 申請者の生年月日が確認できるもの（免許証等の写しや住民票など）※
建売住宅 中古住宅 （購入）	契約前	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> 市税等の未納のない証明書 <input type="checkbox"/> 申請者の生年月日が確認できるもの（免許証等の写しや住民票など）※ <b>【金額、位置、延床面積が確認できれば以下はチラシなどでも可】</b> <input type="checkbox"/> 見積書または契約書案（建物の購入金額がわかるもの）の写し <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図（延床面積が確認できるもの）

○ 次の加算要件に該当する場合は、上記に加えて以下の書類が必要です。

① 子育て世帯、若者夫婦世帯 ④ 子ども加算	<input type="checkbox"/> 住民票 ※申請者を含む世帯全員（生年月日・続柄等を含む）が記載されたもの
② 転入者	<input type="checkbox"/> 住民票 ※申請者を含む世帯全員（生年月日・続柄等を含む）が記載されたもの ※転入前の 2 年間に小千谷市に住所を有していないことがわかるもの <input type="checkbox"/> 定住誓約書

※各種証明は申請者の負担により取得してください。

※申請に必要な書類が重複する場合は、条件をすべて満たすものを 1 点ご用意ください。

### ● 実績報告 / 提出期限：令和 7 年 3 月 21 日（金）

住宅の取得（登記）完了後、速やかに下記の書類を提出してください。実績報告が提出された後、市による検査を行い、確定通知を送付します。補助金の振込日などは確定通知に記載します。

- 補助金実績報告書     住宅の登記事項証明書（写しで可）
- 領収書等の写し（支払いが確認できるものであれば領収書でなくても可）
- 住宅（外観）の写真（周囲の状況がわかるもの、可能な限り複数方向からのもの）
- 振込口座の確認書類（通帳表紙裏面の写しなど、記入した口座情報と相違ないことが確認できるもの）
- 【購入の場合】  契約書の写し     販売業者の宅地建物取引業法に基づく免許の写し

### ● 着工年度（契約年度）と取得年度が異なる場合

着工年度（購入の場合は契約年度）と住宅の取得年度が異なる場合は、申請期限までに申出書の提出が必要です。交付申請は次年度の 4 月になります。詳細な手続きについてはご相談ください。

取得区分	申請期限	申出に必要な書類
新築住宅 （建築）	着工前	<input type="checkbox"/> 補助金交付申出書 <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 各階の平面図（延床面積が確認できるもの）
建売住宅 中古住宅 （購入）	契約前	<input type="checkbox"/> 補助金交付申出書 <b>【金額、位置、延床面積が確認できれば以下はチラシなどでも可】</b> <input type="checkbox"/> 見積書または契約書案（建物の金額がわかるもの）の写し <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 各階の平面図（延床面積が確認できるもの）